



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

【2019年3月25日】

経産省、サイバーセキュリティ経営ガイドラインのプラクティス集を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190325001/20190325001.html>

経産省は、2017年11月16日に策定した、改訂サイバーセキュリティ経営ガイドライン¹に関するプラクティス集を公表しました。このプラクティス集は、改訂サイバーセキュリティ経営ガイドラインの各項目に関する実践例を、現場の担当者向けにまとめたものです。例えば、以下の実践例が挙げられています。

- ① サイバーセキュリティリスクに対応するための仕組みの構築に関するプラクティス
 - ・ 不正アクセスのターゲットとして懸念されるサーバを特定した上、当該サーバにおけるアクセスログが適切に取得・保管できるか否か調査を実施し、対策を実施する。
- ② インシデントによる被害に備えた復旧体制の整備に関するプラクティス
 - ・ サイバー攻撃によるインシデントに備え、インシデントへの対応の判断者と役割を明確化する。
- ③ サイバーセキュリティリスクのある委託先の特定と対策状況の確認に関するプラクティス
 - ・ サイバーセキュリティリスクのある取引先又は委託先に対して、サイバーセキュリティ対策の実施状況に関するアンケート調査を実施する。その上で判明した課題やリスクを一覧化し、経営者と共有すると共に対策を検討する。

【2019年3月26日】

日弁連、社外取締役ガイドライン 2019年度改訂版を公表

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/justice/survey.html>

改訂ガイドラインの主な概要は以下のとおりです。

- ① 社外取締役の責任について
 - ・ 監督責任を果たすために、問題があると判断したときは、内部統制システムの構築・改善や代表取締役の辞任勧告・解職

¹ 同ガイドラインの内容については、[本ニューズレター2017年11月号](#)(「経産省、サイバーセキュリティ経営ガイドラインを改訂」)をご参照下さい。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

等を取締役会に対して助言・勧告すること、又は取締役会の招集を請求することを検討すべきである。

- ・ 有価証券報告書等に関して虚偽記載があった場合、金融商品取引法に基づく責任を負う可能性があるため、有価証券報告書等について虚偽記載がないかどうか相当の注意を用いて確認する必要があり、その際には事後の検証が可能なよう、適切な記録を残すべきである。
- ② 不祥事発生時の社外取締役の対応について
 - ・ 問題の概要が不明確な段階である等、第三者委員会の設置及び適切な委員の選任の必要がなければ自らが調査を行うことも検討し、自らが調査対象となっている又は経営陣が直接関与しているなどの客観的な調査が必要な場合には、第三者委員会の設置及び適切な委員の選任に積極的に関与する。
 - ・ 経営陣から独立した立場において、会社が導入した内部通報制度が適切に運用されているかどうか、また内部通報に対する報復措置がないかどうかについて監督すべきである。
 - ・ 会社の制度として窓口となっているか否かにかかわらず、内部通報を受けたときは、自ら調査を行い、又は適切な役職員に対して調査等を依頼し、当該調査等を監督すべきである。

【2019年4月5日】

総務省、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書(案)に対する意見募集の結果及び中間報告書を公表

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000061.html

総務省プラットフォームサービスに関する研究会は、2019年2月16日以降に実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書を公表しました。同中間報告書は、同中間報告書(案)²とほぼ同内容のものとなっています。

【2019年4月10日】

金融庁、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」改訂案に対するパブリックコメントの結果を公表

https://www.fsa.go.jp/news/30/20190410amlcft/fsa_amlcft1904.html

金融庁は、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)について、パブリックコメントの結果を公表しました。同ガイドラインは、2019年4月10日付で確定、発効しています。同ガイドラインの内容については、[本ニューズレター2019年3月号](#)「金融庁、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の改訂案を公表」をご覧ください。

【2019年4月11日】

消費者委員会、「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会報告書」公表

https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2019/houkoku/201904_online_pf_houkoku.html

消費者委員会は、プラットフォーム事業に関するアンケート結果や消費者からの相談事例を踏まえ、プラットフォーム事業者に対して、以下のような取組を期待するとしています。

- 財・サービス提供者(利用者)に係る審査(出品審査、モニタリング等)の実施
- 相談窓口等に関する消費者への情報提供
- 財・サービスに係る分かりやすい表示の確保(不適切表示に対するパトロール等)
- 公正な利用規約の制定(消費者に一方的な不利益を与える取引の禁止等)
- 適切な評価システム(口コミ、レビュー等)の提供
- 安全な決済システムの整備、選択可能な複数の決済手段の提供
- 消費者トラブルへの対応(相談窓口の設置、消費生活センターとの連携)
- 安全な保険・補償制度の導入(適用条件の明示等)
- CtoC取引のプラットフォームを提供する事業者は、購入・利用者と財・サービスの提供者の両方の保護を図ること

² 同中間報告書(案)の内容については、[本ニューズレター2019年2月号](#)「総務省、プラットフォームサービスに関する研究会中間報告書(案)を公表し、意見募集を開始」をご参照下さい。

【2019年4月17日】

公取委、デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査について中間報告を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/apr/190417.html>

公正取引委員会は、2019年1月に開始した「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」の一環として、①オンラインモール運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、②アプリストア運営事業者の取引実態に関するアンケート調査、③デジタル・プラットフォームサービスの利用者(消費者)に対するアンケート調査を実施し、その結果を公表しました。

このうち、①オンラインモール運営事業者及び②アプリストア運営事業者に関しては、下記の点が独占禁止法上問題になり得ると結論づけています。

- 運営事業者が、利用事業者に対し、規約の一方的変更による利用料の値上げなどによって、不当な不利益を与えていないか
- 運営事業者が、運営者と出品者・配信事業者の立場を兼ねる場合に、出店・出品や配信の不承認等によって、競合商品等を販売する利用事業者を不当に排除していないか
- 運営事業者が、利用事業者に対し、販売価格や販売方法を制限することなどによって、利用事業者の事業活動を不当に拘束していないか

また、③デジタル・プラットフォームサービスについては、デジタル・プラットフォーマーがデータの収集、利用、管理等によって、サービス利用者に不利益を与える場合がある点などから、優越的地位の濫用が適用されないか検討を進めるとしています。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y.takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a.nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke.matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。